

特別管理産業廃棄物処理計画書

〇年〇月〇日

久留米市長 殿

提出者 ① 839-1213
 住所 福岡県久留米市田主丸町益生田892
 氏名 医療法人聖峰会田主丸中央病院 鬼塚 一郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0943-72-2460

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人聖峰会 田主丸中央病院
事業場の所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田892
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	343 床
③従業員数	994 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 溶融処理 → リサイクル (ガス化)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 特別管理産業廃棄物管理者 XXXXXXXXXX (法人施設課)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	3%減
	排出量	53,820 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内分別の徹底を行った。特に感染性廃棄物と非感染性の分別の徹底を重要項目として取り組んだ さらに、古紙、ダンボール、アルミ缶などの再利用可能な資源ゴミの分別にも取り組んだ。又医療従事者の研修会の実施も定期的に行なった		
②計画	【目標】感染性廃棄物排出量3%減		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	52,205 t	t
	(今後実施する予定の取組) 院内分別の更なる徹底 医療従事者の定期的な研修会の実施・継続 最良の分別方法の模索 (法令マニュアルを遵守し感染性廃棄物に該当するか否かの判断基準能力の向上)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物(鋭利な物、血液付着の物、固形物)は全てバイオハザードマーク入りプラスチック容器を使用
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物を自ら再生利用することは難しいため別の品目の再生利用を考える必要がある。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理を行う予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度 (2 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理を行う計画はなく、従って最終処分(埋立)の計画もない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度 (2 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	53,820 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	53,820 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 委託契約は法律を遵守し、かつ適正処理を行う許可業者に委託した。 マニエスタ管理や特別管理産業廃棄物の帳簿管理を適正に行った(電子マニエスタの運用により実行中)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感熱性廃棄物	
	全処理委託量	52,205 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	52,205 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理委託業者への定期的な視察 ・ 院内廃棄物の実態調査 ・ 保管庫内の清掃・消毒の強化 ・ 医療従事者の意識向上(定期的な研修会の実施) ・ 最良の分別方法の模索		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	50,800	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 電子マニエスタはすでに運用		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。